

下京中学校 学校生活のきまり

学校が、私生活とは区別される公的な集団生活の場であることをふまえて、
「安全・安心に過ごす」というみんなの権利が守られるように、適切に判断し行動することを心がけましょう

①服装

□ブレザー・ズボン・スカート

学校が指定した標準服。(ズボンをずらしてはいたり、スカートの裾を短くしたりはしない)
※ブレザーのボタン(表ボタン120円・裏ボタン10円)を購入する際は、
担任にお金を渡して申し込むこと。

□シャツ

白のカッターシャツ。(学校指定のものはないので、どこで購入してもよい)
型は、ソフトレギュラー・ボタンダウンのいずれでもよい。
カッターシャツの下に着用するTシャツ等の肌着は目立たない色のもの。
ハイネックは認めていない。ワンポイント可。
ネクタイ・リボン着用の際は第1ボタンまで、着用しない際は第2ボタンまで留める。

□ネクタイ・リボン

儀式の際は、学校が指定したものを必ず着用する。 ※男女の指定はない
儀式以外で着用する際もだらしなく着用しない。

□セーター、カーディガン、ベスト ソックス、タイツ、ストッキング ベルト

} 学校生活に適した華美でないもの

*学校生活に適した華美でない例 (黒・紺・茶・グレー・白色・ベージュ 無地等)

□靴

運動に適した靴。色についての指定はない。

□上靴

学校指定のものを原則とする。サイズがない場合は、要相談。
※上靴を忘れた場合は、来客用スリッパを貸し出す。(西側入り口。学年教員が対応。)

②着こなしについて

- 登下校時はブレザーまたはカッターシャツ。(気温や体調に応じて)
- 白のカッターシャツ、下着のシャツは目立たない色(黒・紺・茶・グレー・白・ベージュ等)。
- カッターシャツの裾は、ズボン・スカートの中に入れる。
- 冷房で寒くなる場合は体操服ジャージをカッターシャツの上から着用してもよい。
- 暖を取るためにブレザーの下にセーター、ベスト、カーディガンを着用してもよい。
- 防寒着はブレザーの上から着用し、校内では着用しない。
- マフラー、手袋等、登下校時は使用してよいが、校内では着用しない。

③頭髪

- 学校での生活に適した身だしなみ（頭髪、着こなし）をする。
- 不必要な整髪料・化粧品、パーマ・染髪・脱色はしない。
（何か事情がある場合は事前に先生に相談する。）

④所持品

- 持ち物には名前を記入すること。（上靴には必ず記名すること）
- 学習に不必要なもの（金銭・玩具・菓子・漫画・CD等）は持ってこない。
- 学校で指示のあった場合をのぞいて、お金は持ってこない。昼食は登校前に買っておくこと。
- 携帯電話、スマートフォンは持ち込まない。家庭の事情でどうしても必要な場合は登校時に担任に預ける。

⑤登下校

- 徒歩通学を原則とする。自転車通学を希望する時は、学校に申請し、安全運転を心がける。
- 自転車通学を行うものはヘルメットを着用し、雨天時は雨合羽を着用する。
※傘を差しながらの運転はしない。
- 交通ルールを守り、安全に注意する。
- 登校後、下校時までは無断で外出しない。
- 遅刻した場合、職員室に登校したことを報告する。

⑥休憩時

- 昼休みの学級ボール使用は、体育委員会の定めたルールを守る。
- 校内に菓子類は持ちこまない。
- 校内では走ったり暴れたりしない。
- 校内美化を常に意識する。（紙くず等を落とさない、落ちていたら拾う）

⑦諸届

- 欠席・遅刻・早退・忌引等の場合は、「すぐーる」等で担任に届け出る。
- 学校の物品を破損した場合は、担任及び係の先生に届け出て指示を受ける。
（場合によっては弁償を求める場合がある）

⑧その他

- 学校の物品は、必ず先生の許可を得てから使う。
- 掲示をする時は、係の先生の許可を得る。
- 校内で病気やケガをした時は、すぐに届け出て、処置指示を受ける。
（担任・教科担任・部活動顧問・養護教諭との連携、家庭連絡）
- 外出は原則認めない。（やむを得ない場合は、担任に申し出る）